

鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（案）

（概要版）



平成 27 年 2 月

鹿 沼 市

### 【計画の策定】

- ・「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく事業計画。
- ・「次世代育成支援対策法」（平成17年度～平成26年度）の延長による「行動計画」と事業計画との一体化の策定。（鹿沼市次世代育成支援対策の継承）
- ・計画期間
  - ・・・平成27年度～平成31年度までの5年間
- ・子ども・子育て会議による審議
  - ・・・平成26年度～平成27年度 計8回実施
- ・ニーズ調査の実施。
  - ・・・平成25年12月1日～12月13日
  - 対象数 6,982人 回収数 5,396人 回収率 約77%
- ・パブリックコメントの実施
  - ・・・平成26年12月25日～平成27年1月23日

### 【子どもを取り巻く状況】

- ・鹿沼市の人口は、平成25年度末の登録人口は、約10万1千人、うち年少人口は、約1万3千百人。
- ・平成33年度には、鹿沼市の人口は約9万7千人まで減少し、年少人口（0～14歳）も約1万7百人まで減少すると推計。
- ・保育所等の施設の状況は、市西部では60%と市東部では110%と入所状況の相違。
- ・近年の状況は、子どもの数は減少しているが、保育所の利用者希望者数は増加傾向。
- ・小学生の人数も減少しているが、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）への利用希望者も増加傾向。
- ・ニーズ調査からみた意見から、保護者の求めるサービスとして「一時預かり」「悩み・相談」「情報提供」が上位。

### 【計画の基本理念】

- ・平成26年度までの「鹿沼市次世代育成支援対策（前期行動計画）」を継承し、計画の基本理念を「子育てで笑顔あふれるまちづくり かぬま」を達成するための具体的な施策の実施。
  1. 子育て環境づくり
  2. 親の育成環境づくり
  3. 地域環境づくり

### 【教育・保育提供区域の設定】

- ・利用者の就労状況などから市全体を1区域として設定

【教育・保育の量の確保方策】

- ・新制度では、施設を利用希望する保護者は、利用のための認定を受けることが必要。

認定区分	内容	利用先
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園※、 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保育所等での保育が必要な場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

※幼稚園は、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園に区分

- ・計画期間の確保量の計画

区分	需給	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定 教育標準時間 認定	ニーズ量	765	749	732	715	698
	確保量	1,417	1,242	956	955	955
	不足数					
2号認定 満3歳以上・ 保育認定	ニーズ量	1,523	1,489	1,455	1,421	1,388
	確保量	1,432	1,597	1,758	1,758	1,758
	不足数	91				
3号認定 満3歳未満・ 保育認定	ニーズ量	1,295	1,262	1,228	1,195	1,162
	確保量	945	1,005	1,228	1,195	1,162
	不足数	350	257			

※確保量は、各施設の認可定員数等から算出

【区分ごとの確保方策】

1号認定	幼稚園・認定こども園などの既存施設の定員にも余裕があり、引き続き対応していきます。ただし、私立幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、円滑な移行に協力していきます。
2号認定	既存の保育所などの施設では、受入が難しい状況ですが、保育所における認定人員の拡大を図りつつ、私立幼稚園から認定こども園への移行を推進し、対応していきます。
3号認定	既存の保育所などの施設では、受入が難しい状況ですが、保育所における認定人員の拡大を図りつつ、地域型保育事業を充実させ、対応していきます。

## 【地域子ども・子育て支援事業】

- ・「子ども・子育て支援法」第59条に規定され、計画的に推進する事業。

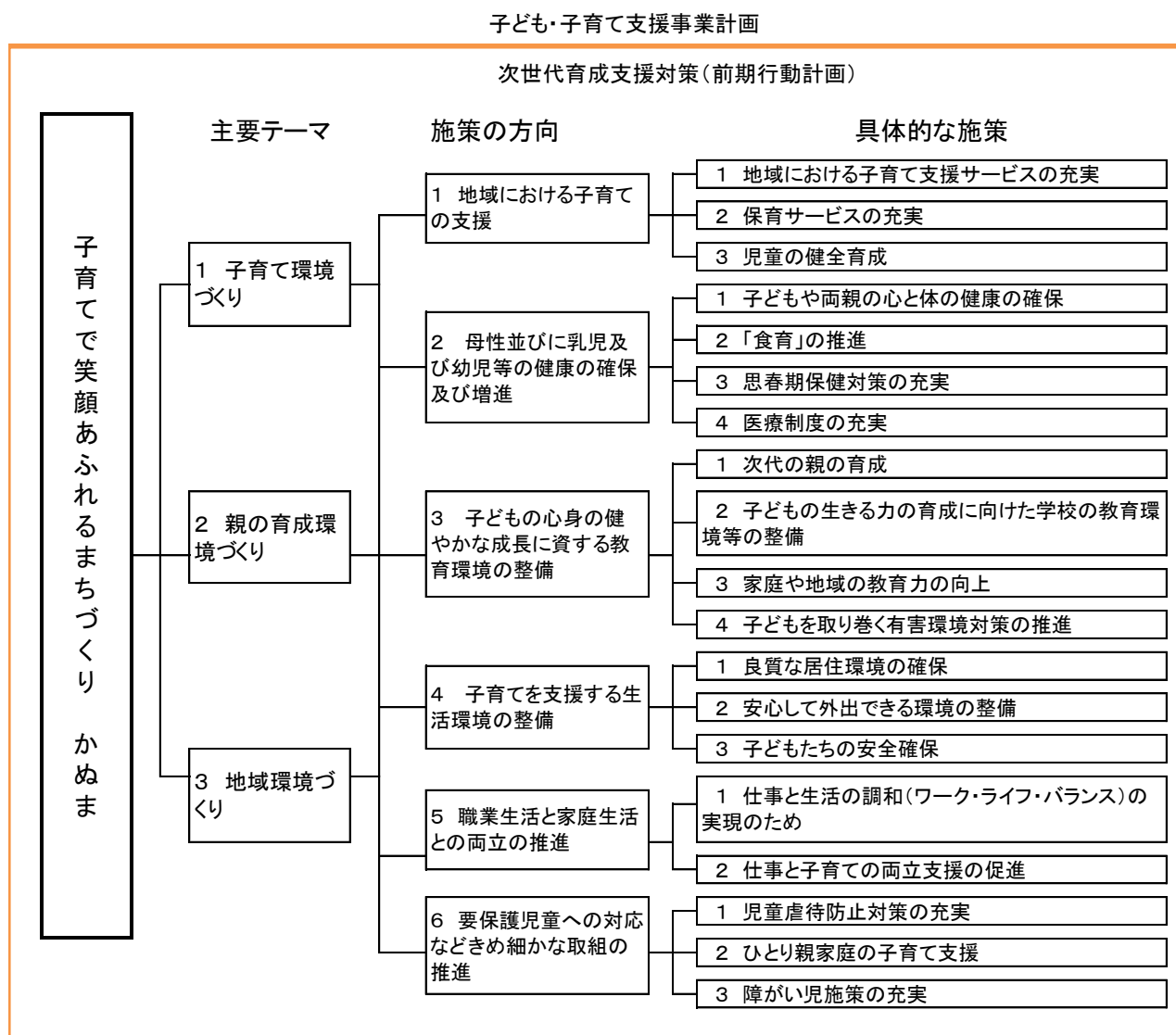
### ◆継続事業（従来 of 事業を継続して推進）

- ・一時預かり事業
  - ⇒ 既存の事業実施施設及び新規参入の支援。他事業との連携。
- ・放課後児童健全育成事業
  - ⇒ 既存の事業実施施設の支援。新規参入事業者の促進。  
放課後子ども総合プランによる検討・推進。
- ・地域子育て支援拠点事業
  - ⇒ 既存の事業実施施設の支援。認定こども園の事業参入促進。
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て短期支援事業
  - ⇒ 既存事業の継続的实施。
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
  - ⇒ 会員数の増加による更なる事業の展開。
- ・延長保育事業（時間外保育事業）
  - ⇒ 現在の事業実施施設及び新規参入の支援。
- ・病児・病後児保育事業
  - ⇒ 平成27年度から新たに1施設で追加実施予定。

### ◆新規事業

- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
  - ⇒ 事業内容を勘案し、事業実施を検討。  
新規参入予定事業者に対する相談・助言の実施など。
- ・利用者支援事業
  - ⇒ 利用者支援設置専門員等配置等の事業実施を検討。
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ⇒ 事業内容を勘案し、事業実施を検討。

【次世代育成支援対策における具体的な施策】



【計画の推進体制】

- ・ 関係機関、団体等の連携を強化し、子育て支援のための推進体制を整備し、計画を実行
- ・ P D C A サイクルを確保し、子ども・子育て会議において点検・評価を行い実施

<主な用語解説>

用語	定義
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置「審議会その他合議制の機関」。
認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。（認定こども園法第2条）幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類</p> <p>※この「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育。</p>
域型保育事業（家庭的保育事業等）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）
ワークライフバランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立されるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態。
PDCAサイクル	計画・実行・評価・改善を繰り返すことで、業務改善活動を推進する方法。